

日本保健医療大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 今日保健医療福祉の現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

学校法人共済学院が設置する日本保健医療大学（以下「本学」という。）は、このような社会の状況に鑑み、保健医療福祉分野の充実を図るため人間性の高揚と、共済主義精神（共存共栄の精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会及び高度な人類文化の形成に貢献することを目的とする。

2 本学保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 組織

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置き、その位置は次のとおりとする。

学部の名称	学科の名称	位置
保健医療学部	看護学科	埼玉県幸手市

(入学定員及び収容定員)

第4条 本学の学部、学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	100人	400人

第3章 職員組織

(職員組織)

第5条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 学 長
 - (2) 教 授
 - (3) 准 教 授
 - (4) 講 師
 - (5) 助 教
 - (6) 助 手
 - (7) 事務職員
 - (8) 技術職員
 - (9) その他必要な職員
- 2 本学の学部に学部長を、学部の学科に学科長を置く。
 - 3 図書館に図書館長を置く。
 - 4 事務局に事務局長を置く。
 - 5 本学に副学長、名誉教授、客員教授、客員准教授、非常勤講師その他必要な教員を置くことができる。

(学長の職務及び権限)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 学長は校務全般に関し、最終決定権を有する。

第4章 管理運営委員会、学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

第6条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。

- 2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部長、学長が指名した学科長、理事長が指名した理事及び事務局長をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。
- 3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長を務めることができないときは、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 大学学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - (3) 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - (4) 教員人事の基準及び調整に関する事項
 - (5) 学生の定員に関する事項
 - (6) 学生の身分及びその厚生指導に関する重要事項
 - (7) 理事会の諮問事項
 - (8) その他、本学の運営に関する重要事項

(学科長会議)

- 第7条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科長会議を置く。
- 2 学科長会議は、学長、副学長、学部長、学科長をもって構成する。
 - 3 学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が認めた小規模の会議の場合は、学部長が招集し、その議長となることができる。
 - 4 学長が議長を務めることができないときは、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

(教授会)

- 第8条 本学の教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が招集し、その議長となる。
 - 3 学長が議長を務めることができないときは、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
 - 4 教授会は、学長、副学長、学部長、学科長及び学部の教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、准教授その他の職員を加えることができる。
 - 5 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く

ことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる次の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の進級、留学、休学、転学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項
- (2) 履修、試験、評価及び単位の認定に関する事項
- (3) その他本学の教育研究に関し、学長が諮問した事項

7 教授会に関する必要な事項は別に定める。

(学科会)

第9条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

2 学科会は学科の専任教員をもって構成する。

(委員会)

第10条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月12日まで
- (2) 後期 9月13日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日（以下、「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 開校記念日 4月16日
- (5) 春期休業日 2月20日から3月31日まで
- (6) 夏期休業日 8月11日から9月12日まで
- (7) 冬期休業日 12月29日から翌年1月3日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時的休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第6章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達したもの

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び入学検定料に別に定める書類を添えて願出しなければならない。

- 2 一度納付した入学検定料は、返還しない。
- 3 入学志願の時期は、その都度公示する。

(入学者の選考)

第17条 入学を志願する者の選考は、学力試験、その他の方法による。

- 2 前項の選考の方法は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第92条の3(昭和22年文部省令11号)に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成所学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 留学

(留学の許可)

第20条 本学に1年以上在学した者が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関(以下「外国の大学等」という。)へ、保証人連署の上、留学を願い出たとき、それが教育上有益と認められるときは、学長はこれを許可することができる。

2 留学期間は、1年を限度として在学期間に算入することができる。

3 留学期間中、学生は、授業料その他の学生納付金を別に定めるところにより納付しなければならない。

4 留学に関する規則及び学内手続きその他については、別に定める。

第8章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目の区分)

第21条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 基礎系科目

(2) 専門基礎系科目

(3) 看護学専門科目

2 前項の区分により、開設する授業科目及び単位数並びに授業期間については、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 授業科目の単位の計算基準は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第9章 修業年限、在学年限、単位の認定、卒業及び学位

(修業年限及び在学年限)

第23条 修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

学 部	学 科	修業年限	在学年限
保健医療学部	看護学科	4年	8年

- 2 転入学及び再入学の修業年限、在学年限については、過去に修めた授業科目及び在学期間等を考慮して定める。

(単位の認定)

第24条 授業科目の単位の認定は、別に定める試験その他の方法によって行い、これに合格した者には、単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として合計60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、第25条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第26条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業要件)

第28条 第23条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、別表第1に定める単位数を修得し、卒業試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項に規定する単位数には、別表第1に定める科目の単位数を含まなければならない。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(卒業の時期)

第28条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに前条に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位)

第29条 卒業した者に対し、次の区分により学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）

第10章 休学、復学、退学、転学及び除籍

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由のため3箇月以上学習することができないときは、保証人連署の上、許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため、学習することが不相当と認められる学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、許可を得て引き続き1年引き続き1年以内に限り休学することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、第23条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中でもその事情がなくなったときは、届け出て学長の許可を得て復学することができる。

(退学又は転学)

第32条 退学又は転学しようとする者は、その理由を付して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 在学期間が第23条に規定する期間を超えた者

(2) 休学期間が第30条第3項に規定する期間を超えた者

(3) 授業料を所定の期日までに納付を怠り、督促しても、なお、納付しない者

(4) 成業の見込みがないと認められる者

(5) 行方不明の者又は死亡した者

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

第34条 入学検定料、入学金、授業料等の額は別表第2のとおりとする。

(入学検定料)

第34条の2 本学に入学を志願する者は、納期までに入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第34条の3 入学の選考に合格した者で入学のため所要の手続きをとろうとする者は、所定の期日までに別表第2に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第35条 各年度に係る授業料等については、次の区分で納付しなければならない。なお、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

納付区分	納付期間
前期	4月1日から4月15日まで
後期	9月15日から9月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料等を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料等については、第1項に規定する納付期間にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の入学金及び授業料等)

第36条 一度納付した入学金は返還しない。授業料等は、3月31日午後5時までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。)に合格して大学と在学契約を締結した入学志願者は除く。)については、原則として、入学志願者が納付した授業料等を返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項及び第3項の規定に基づき、前期に係る授業料等を徴収するときに、後期に係る授業料等を併せて納付した者が、後期に係る授業料等を徴収する時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料等を返還する。

(休学者の授業料等)

第37条 休学が第35条第1項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料等の半額を免除する。

(留学期間の授業料等)

第38条 留学期間中は、第35条第1項に定めた授業料納付区分留学期間の全期間にわたる場合に限り、その期間分の授業料等の半額を免除する。

(退学者等の授業料等)

第39条 停学、退学、転学又は除籍の場合であっても、その期に属する分の授業料等は、納付しなければならない。

(授業料等未納者に対する処分)

第40条 授業料等を第35条第1項に定めた期間中に納付しない者には、出席停止を命ずる。なお、引き続き納付しない者は、第33条第3項により除籍とする。

第12章 賞罰

(表彰)

第41条 成績の特に優秀な学生又は表彰に値する行為があった学生は、これを表彰する。
2 その他表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違反する行為又は学生の本分に著しく反する行為若しくは反社会的行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
2 懲戒の種類は、譴責、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがない者
(2) 正当な理由がなくて出席常でない者
(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
(4) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
4 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。
5 その他懲戒について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第28条に定める事項（卒業に必要な単位数等）については、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める事項（時間数）については、平成23年度以前の入学生においても適用する。

別表第2（入学検定料、入学金及び授業料等）

入学検定料	選抜入試（AO（自己推薦）入試、社会人特別選抜入試、帰国生徒特別選抜入試）、高校推薦入試（指定校、公募制）及び一般入試（大学入試センター試験利用入試を除く）	第1回目の受験 30,000円 第2回目以降の受験 20,000円
	一般入試（大学入試センター試験利用入試）	第1回目の受験 17,000円 第2回目以降の受験 12,000円

（注）この表で「第1回目の受験」「第2回目以降の受験」とは、同一志願者が複数回受験した場合の最初の受験機会と第2回目以降の受験機会を意味する。

（単位：円）

学部学科	学年	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費	合計
保健医療学部 看護学科	1年次	300,000	1,000,000	320,000	350,000	1,970,000
	2年次	—	1,000,000	320,000	350,000	1,670,000
	3年次	—	1,000,000	320,000	350,000	1,670,000
	4年次	—	1,000,000	320,000	350,000	1,670,000

（注）学生納付金は原則として一括納付する。ただし、授業料は2回に分けて納付することができる。